

一 般 競 争 入 札 公 告

下記要領により一般競争入札を実施するので公告します。

令和2年10月9日
学校法人 松商学園
理事長 丸山 律夫

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 松本秀峰中等教育学校 講堂・教室棟建設工事
- (2) 工事場所 長野県松本市埋橋 2-1-1
- (3) 工事概要 敷地面積：4,422.15 m²
建物構造 鉄骨造
階数：地下0階 地上4階
新築部分延床面積：3,342.48 m²
改修部分延床面積：166.95 m²
- (4) 工事期間 令和2年11月25日～令和4年2月26日

2. 入札参加条件

次に挙げる条件をすべて満たす企業。

- (1) 長野県における令和1年度の入札参加資格を有している者
- (2) 長野県内に本社・本店または支店・営業所を有すること。
- (3) 令和1年4月以降に会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てまたは、民事再生法に基づく再生手続開始申し立てを行っていないこと等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 最新年度の経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書における建築一式総合評定値 (P) 及び完成工事出来高等が以下の表のとおりとする。

| 区分/本社・本店所在地 | 県外 | 県内 |
|-------------|------------|-----------|
| 入札参加資格業種 | 建築一式工事 | 建築一式工事 |
| 総合評定値 (P) | 1,900 点以上 | 1,500 点以上 |
| 合計完成工事高 | 2,000 億円以上 | 200 億円以上 |
| | | |

- (5) 過去10年以内に元請として、以下に示す要件と同規模以上の新築または増築工事の実績を有すること。

① 建物用途：教育施設で鉄骨または鉄筋コンクリート造3,000 m²以上

- (6) 建築業法及び、次に挙げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置すること。

- ① 1級建築施工管理技士または、1級建築士の資格を有する者
- ② 過去に、元請（JVの構成員含む）として完成・引渡が完了した教育施設で3,000㎡以上の建設工事の主任技術者の経験を有する者
- ③ ①の技術者にあつては、現在有効な技術者講習終了証を有する者

3. 下請業者の選定

- ①落札企業は、長野県内の下請け業者より30%以上の業務又は物品の調達を行なうこと。なお「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」における8条8項の関係会社からの調達は除く。
- ②本工事の公共性を鑑み、地域振興の観点から下請け業者は地元業者の採用に留意すること。

4. 入札手続き等

(1) 担当部署

松本秀峰中等教育学校 事務長 塩入 健一

〒390-0813 松本市埋橋2丁目1-1 電話 0263-31-8311

(2) 入札参加申込

下記に挙げる書類を提出し、入札参加資格の可否を確認する。

- ① 一般競争入札参加申込書（各社任意書式（A4）に、会社名、所在地、代表者名、連絡先、担当者名を明記し、捺印の上作成）
- ② 建設業許可通知書（写し）
- ③ 長野県入札参加資格申請通知書の写し
- ④ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ⑤ 前述2.(5)及び(6)に挙げる規模の施工実績及び、施工実績経歴書を示す書類（各社任意の書式に、施工年、発注者、建物概要・規模等を明記する）

(3) 提出期間：令和2年10月9日（金）～令和2年10月19日（月）

（土、日曜日を除く午前10時～午後4時迄）

提出場所：上記4.(1)による

提出方法：持参による（郵送等での提出は認めない）

(4) 入札参加資格審査：令和2年10月21日（水）

入札参加資格審査結果のお知らせは参加者の連絡先（担当者）宛てにメールにて通知する。

(5) 現場説明会

現場説明会は実施しない。

(6) 入札要項書及び設計図書の配布

日時：令和2年10月22日（木）別途指定した時間。

場所：〒390-0852 松本市島立1132-25 株式会社 アーキディアック

TEL 0263-47-7766 担当 玉川 幹夫

設計図書は電子媒体（PDF データ）により配布する。

（貸出料¥30,000 円持参のこと）

(7) 入札及び開札の日時

日時：令和2年11月18日（水）午後 1時30分

場所：松本市大字新村2095-1 学校法人 松商学園 法人事務局

※詳細については入札要項書を参照のこと

(8) 質疑・応答

受付日時：令和2年10月29日（木）午後5時まで

回答日時：令和2年11月4日（水）中

電子媒体内の指定書式を用い、電子メールにて送付のこと

電子メール あて先 m.tamagawa@archideach.com

5. 落札者の決定

(1) 2回の入札のうち予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低価格の入札を行った者が2者以上あるときはくじ引きにより決定する。

(2) 2回目の入札に於いて落札者がいないときは、最低の価格を提示した者から2回を限度として見積書を徴集し、予定価格の制限の範囲内の価格又は、協議の上予定価格の制限の範囲内の価格において随意契約とする。

(3) 入札の中止

入札の時点で談合等の不正行為が発覚した場合。

(4) 入札参加資格の取消し

一般競争入札に参加する資格があると認定された者が、その後に経営、資産、信用等状況の変動により契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したときは、当該資格を取り消す。

(5) 入札参加資格の審査および入札結果等に対し異議は受付けない。

6. その他

(1) 入札の無効

① 申請書または資料に虚偽の記載をおこなった者の入札

② 入札条件に違反した入札

③ 落札者決定後に談合等の不正行為が発覚した場合